

「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取組を求める意見書の提出について

「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取組を求める意見書を次のとおり提出する。

平成27年3月20日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか49名  
(自民党市議団, 民主・都みらい,  
公明党市議団, 無所属(無), 無所属(無))

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,  
総務大臣, 外務大臣 宛て

京都市会議長 名

「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取組を求める意見書

本年は、第2次世界大戦の終戦から70年の節目を迎える。京都市は、昭和32年に「平和都市宣言」を、昭和53年に「世界文化自由都市宣言」を行った。また、平成21年3月には、広島市長の呼掛けに応じ、世界の都市が国境を越え、核兵器の廃絶に向けて取り組む組織である「平和市長会議」(平成25年8月に「平和首長会議」に名称変更)に加盟し、人類共通の願いである世界恒久平和の実現に向け、市民と共に取組を進めている。

我が国は、大戦中、自国民やアジアの人々に多大な苦痛をもたらしたことへの反省に立って、日本国憲法に不戦の決意と「世界平和」という理想実現への努力をうたい、70年間、国連を中心とした平和の拡大に真摯に努力してきた。特に、我が国は唯一の被爆国として、核兵器廃絶への取組において、積極的貢献を果たさなければならない。

昨年4月、核兵器の非人道性を巡る議論の高まりの中で開催された「軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)広島外相会合」では、世界の政治指導者の被爆地訪問などを呼び掛ける「広島宣言」を、我が国から世界に発信することができた。

よって国におかれては、一日も早い「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」の構築に向けて、我が国が積極的貢献を果たすよう、下記の事項を求める。

記

- 1 核兵器保有国も参加するNPT(核兵器不拡散条約)において、核兵器のない世界に向けた法的枠組みの検討に着手することを合意できるよう、本年開催されるNPT再検討会議の議論を積極的にリードすること。
- 2 原爆投下70年の本年、我が国で開催される広島での国連軍縮会議、長崎でのパグウォッシュ会議世界大会から、核兵器のない世界に向けた法的枠組み実現への力強いメッセージを世界に発信することができるよう、政府関係者、専門家、科学者と共に、市民社会の代表や世界の青年による参加の促進を図るなど、両会議を政府としても積極的に支援すること。

- 3 N P D I 外相会合広島宣言を受け、主要国の首脳が被爆の実相に触れる第一歩として、日本で開催される2016年主要国首脳会議（サミット）の首脳会合その他の行事を広島、長崎で行うことを検討すること。
- 4 核兵器禁止条約をはじめとする法的枠組みの基本的理念となる、核兵器の非人道性や人間の安全保障並びに地球規模の安全保障について、唯一の戦争被爆国として積極的に発信し、核兵器のない世界に向けた法的枠組みに関する国際的な合意形成を促進すること。
- 5 日米間のあらゆる場での議論を通じ、核兵器のない世界に向けての法的枠組みを見通した日米安全保障のあり方を検討し、核兵器のない世界に向けた新たな安全保障のあり方を世界に発信することにより、国際的な議論を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。